

# 離職りしよくにより住居じゆうきよでお困りこまの方へ

## 住居確保給付金制度のお知らせ

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方、就労意欲のある方のうち、住居を喪失している又は喪失するおそれがある方を対象に、3ヶ月を限度として住居確保給付金を支給するとともに、富士市ユニバーサル就労支援センターの就労支援員等が、就労機会の確保に向けた支援を行います。

### 住居確保給付金の支給額

・次の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

・ <small>たんしんせたい</small> 单身世帯	37,000円 <small>えん</small>	・ <small>ふたりせたい</small> 2人世帯	44,000円 <small>えん</small>
・ <small>にんせたい</small> 3～5人世帯	48,000円 <small>えん</small>		



相談は無料です  
秘密は厳守します

詳細については裏面をご覧ください。

●一人ひとりにあった必要なサービス・制度をご案内いたします。  
必要に応じて、関係機関と一緒にうかがいます。

富士市ユニバーサル就労支援センター  
☎0545-64-6969

WEBサイト▶<https://f-uw.com>

受付時間▶月曜～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)



## ■支給対象者

次の①から⑧のすべてに該当する方が対象です。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方
- ② イ) 申請日において、離職、廃業等の日から2年以内であること又は  
ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった方
- ④ 申請する月の、申請者及び申請者と同一の世帯の方の収入の合計額が、基準額に家賃額を合算した金額以下であること
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯の方の預貯金の合計が基準額×6(ただし、100万をこを超えないものとする)以下であること
- ⑥ ハローワークに求職申し込みを行い、常用就職を目指した求職活動を行う意欲のある方
- ⑦ 国の雇用施策による給付及び市等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯の方が受給していないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯の方が暴力団員ではないこと

## ＜収入基準＞

- 単身世帯: 8.1万円に家賃額(上限3.7万円)を加算した額
- 2人世帯: 12.3万円に家賃額(上限4.4万円)を加算した額
- 3人世帯: 15.7万円に家賃額(上限4.8万円)を加算した額
- 4人世帯: 19.4万円に家賃額(上限4.8万円)を加算した額



## ■支給期間中に行うこと(支給期間:原則3ヶ月)

常用就職に向けた次の就職活動を行うことが必要です(状況によっては緩和されることがあります)。

- ① 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ② 毎月4回以上、富士市ユニバーサル就職支援センターの就労支援員による面接等の支援を受けること
- ③ 原則、週1回以上、求人先へ応募を行う、又は面接を受けること

## ■支給額

生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限として、収入と世帯人数に応じて調整された額を支給します。(対象とする家賃額に管理費、共益費等は含めません)

## ■支給方法

市から、住宅の貸主又は、貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

## ■その他

受給者は、自立相談支援事業のプランを策定する必要があります。



ひとりぼっちじゃないよ。一緒に考えよう!

富士市ユニバーサル就職支援センター

住所 ▶ 〒416-8558 静岡県富士市本市場432-1 フィランセ東館1階  
メール ▶ f-uw@aurora.ocn.ne.jp

☎ 0545-64-6969

受付時間 ▶ 月曜～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)

相談は無料です  
秘密は厳守します

